

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令の概要

(1) 内容

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 5 号）第 3 条の規定により地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成 11 年法律第 17 号。）の一部が改正されることに伴い、以下の改正を行うもの。

① 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）の一部改正

標準財政規模の算定方法の特例を定める規定（附則第 10 条から第 12 条）において引用する地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の規定が改正されることに伴い規定の整理を行う。

② 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令

（平成 11 年政令第 95 号）の一部改正

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第 1 条及び第 2 条において引用する地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の引用条項の整理を行う（条項ずれ）。

(2) 施行日

平成 31 年 4 月 1 日（地方交付税法等の一部を改正する法律の施行日と同日）